

豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針 に関する基準を定める要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準について定めるものとする。

（事業者の指定に係る申請者の要件）

第2条 生活基盤サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定に係る申請者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- （1）社会福祉法人であること
- （2）介護保険サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業又は地域生活支援事業について、豊田市の指定を受けている者であること
- （3）移行型任意後見契約によるサービスを提供していないこと
- （4）豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトに参画している者のうち、市長が試行的運用の対象として選定した法人であること

（事業の一般原則）

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、豊田市、意思決定支持者、権利擁護支援委員会及び地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

3 事業者は、事業の運営に当たっては、提供した生活基盤サービスに関する利用者からの苦情に関して権利擁護支援委員会が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第4条 生活基盤サービス事業は、本人の心身の状況や意思及び選好や価値観を踏まえ、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱その他関係要綱等に基づき、豊田市、意思決定支持者、権利擁護支援委員会及び地域の保健医療サー

ビス又は福祉サービスを提供する者等と綿密な連携を図りながら、本人自身による意思決定の機会を確保し、適切な環境を整え、もって本人らしい尊厳のある生活を継続できるようにすることを目指すものでなければならない。

（支援員等の配置）

第5条 事業者は事業所ごとに、支援員及びサービス提供責任者を置かなければならない。

2 サービス提供責任者は、生活基盤サービス提供上支障がない場合は、支援員を含め他の職務に従事し、又は同一法人が運営する他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者の配置）

第6条 事業者は、事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一法人が運営する他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条 事業所には、生活基盤サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 事業者は、正当な理由なく生活基盤サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 事業者は、利用申込者に対し自ら適切な生活基盤サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る権利擁護支援委員会への連絡、豊田市成年後見支援センター等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（利用者登録の確認）

第10条 事業者は、利用者から生活基盤サービスの提供を求められた場合は、その

者の提示する豊田市地域生活意思決定支援事業利用者登録証によって、負担割合等の利用者登録の内容を確かめるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第11条 事業者は、生活基盤サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営方針の概要、支援員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（契約の締結等）

第12条 事業者は、サービスの提供に際し、豊田市が定める生活基盤サービス事業契約書の様式を用いて、契約を締結しなければならない。

2 前項の契約に際し、利用者と事業者において死因贈与契約を結ぶことを禁止する。

3 事業者が提供している介護保険サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業又は地域生活支援事業以外の別のサービスを新たに利用する必要があるときは、その契約内容について権利擁護支援委員会に事前に相談すること。併せて、契約を締結する際は、意思決定支持者の同席を必ず要しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 事業者は、生活基盤サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（意思決定支持者及び権利擁護支援委員会等との連携）

第14条 事業者は、生活基盤サービスを提供又は提供を終了するに当たっては、利用者に対して必要な援助を行うとともに、意思決定支持者及び権利擁護支援委員会その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(居宅介護支援計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 事業所は居宅介護支援計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って生活基盤サービスを提供しなければならない。

(居宅介護支援計画等の変更の援助)

第16条 事業者は、利用者が居宅介護支援計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 事業者は、支援員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 事業者は、生活基盤サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける生活基盤サービス事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の居宅介護支援計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、生活基盤サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を豊田市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに生活基盤サービスの利用に関する指示に従わないことにより、日常生活及び社会生活を円滑に営むことが難しい状態になりかねないと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為によって生活基盤サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき

(緊急時等の対応)

第20条 支援員等は、生活基盤サービスの提供を行っているときに利用者に重大な影響が懸念されることが生じた場合その他必要な場合は、速やかに権利擁護支援委員会への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第21条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生活基盤サービスの利用の申込みに係る調整をすること
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること
- (3) 意思決定支持者及び権利擁護支援委員会等との連携に関すること
- (4) 支援員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること
- (5) 支援員等の業務の実施状況を把握すること
- (6) 支援員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること
- (7) 支援員等に対する研修、技術指導等を実施すること
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること

(運営方針)

第22条 事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する方針を定めて、重要事項説明書に記載しておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活基盤サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時等における対応方法
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第23条 事業者は、利用者に対し適切な生活基盤サービスを提供できるよう、事業所ごとに、支援員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の支援員等によって生活基盤サービスを提供しなければならない。

(掲示)

第24条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営方針の概要、支援員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 事業者は、事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第27条 事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第28条 事業者は、提供した生活基盤サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、提供した生活基盤サービスに関し、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により豊田市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員等からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、豊田市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、豊田市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を豊田市に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した生活基盤サービスに係る利用者からの苦情に関し、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱の規定により権利擁護支援委員会が行う調査に協力するとともに、権利擁護支援委員会から助言、支援又は勧奨を受けた場合においては、当該助言、支援又は勧奨に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、権利擁護支援委員会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を権利擁護支援委員会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第29条 事業者は、利用者に対する生活基盤サービスの提供により事故が発生した場合は、豊田市、当該利用者の家族、権利擁護支援委員会及び当該利用者に係るケアマネジメントを行う居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する生活基盤サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第30条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する生活基盤サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 生活基盤サービス個別計画(個別支援計画)
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 豊田市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(生活基盤サービスの基本取扱方針)

第31条 生活基盤サービスは、利用者の尊厳のある生活の継続に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する生活基盤サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 事業者は、生活基盤サービスの提供に当たり、利用者ができる限り尊厳のある自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 事業者は、生活基盤サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(生活基盤サービスの具体的取扱方針)

第32条 支援員等の行う生活基盤サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 生活基盤サービスの提供に当たっては、利用者及び意思決定支持者からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、

その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活基盤サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活基盤サービス個別計画を作成するものとする。
- (3) サービス提供責任者は、生活基盤サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (4) サービス提供責任者は、生活基盤サービス個別計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- (5) 生活基盤サービスの提供に当たっては、生活基盤サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (6) 生活基盤サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (7) サービス提供責任者は生活基盤サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、3月に1回、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、権利擁護支援委員会に報告するとともに、生活基盤サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、権利擁護支援委員会に報告しなければならない。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活基盤サービス個別計画の変更を行うものとする。
- (11) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活基盤サービス個別計画の変更について準用する。

（生活基盤サービスの提供に当たっての留意点）

第33条 生活基盤サービスの提供に当たっては、意思決定支援による観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たり、意思決定支持者の訪問等において把握された利用者の意思・選好及び価値観等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な生活基盤サービス提供に努めること。
- (2) 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら社会参加に必要な手段的活動等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。

(委任)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月16日から施行する。